教職課程におけるＩＣＴ活用に関する内容の修得促進に向けた取組

参考資料２

卒 業

＜現行のICT修得の状況＞

実践による総まとめ：現状、制度上の位置付けなし

教科毎に分化した修得：「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の一部

総論の修得：「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の一部

社会一般の教養：「情報機器の操作」（２単位）

入 学

点検評価の仕組みなし

「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」（課程認定委員会）の改正

国等が作成した動画コンテンツ等の提供

省令改正、追加事項に関する**コアカリキュラムの作成**

省令改正

省令改正、ガイドライン策定及び通知

＜新たなICTの修得体制＞

「教職実践演習」においてICTを活用した演習（例えば模擬授業等）を行うこととする

教科毎にICTを活用する授業をまとめた動画コンテンツ等の活用※による「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の内容の充実

※新たに追加される事項においても活用することとする。

含むこととされている「（情報機器及び教材の活用）」を切り出し、当該内容に関して、新たに「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項に追加し、１単位以上修得することを求める。
加えて、追加された事項に関するコアカリキュラムを作成。

※なお、①事項の切り出しのため課程認定は不要とし届出によること、②担当教員の業績は「教育の方法及び技術」又は、「各教科の指導法」の業績で可とすること、③新たな事項は、シラバスにおいて１単位分以上開設されていることが確認できることを条件として「教育の方法及び技術」と併せての開設を可とする。

大学において順次開設される「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を「情報機器の操作」と選択可能とする（いずれか２単位）。
※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を開設している大学は原則、教職課程の学生に当該科目を修得させることを求める。

・自己点検評価を通じて大学が自ら確認（令和３年５月７日「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」施行・公布/「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」策定）
・大学における点検状況の国によるフォローアップ（令和２年10月５日「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」）
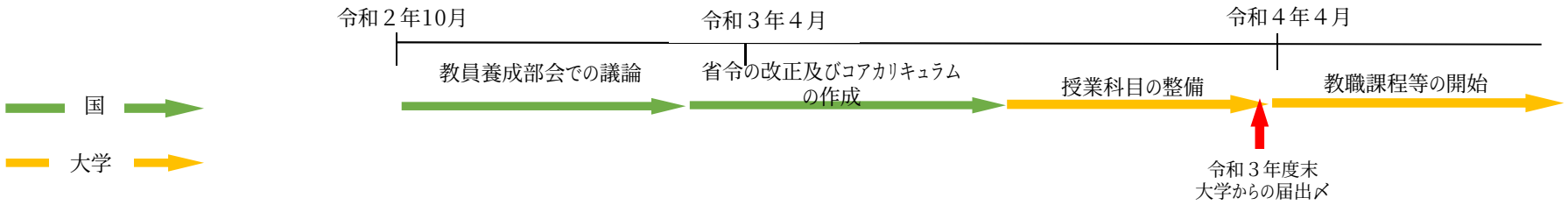
＜今後のスケジュール＞